

令和 3 年 4 月 1 日

会員各位

公益社団法人 福岡県介護支援専門員協会

会長 柴口 里則

[公 印 省 略]

新型コロナウイルス発症施設への職員派遣に対する傷害保険のご案内

新型コロナウイルス発生施設へ、職員を派遣いただく際の、派遣元職員の感染への備えとして保険制度をご用意致しました。

●対象：

自治体からの要請に基づき、新型コロナウイルス発症施設（クラスター含む）に対して、他施設から職員を派遣する派遣元の施設の職員を対象と致します。

●補償内容：

派遣期間中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、職員がケガ等をした場合、保険期間中に新型コロナウイルス感染症を発病（無感染症を含む）した場合等

<補償額・保険料>

補償内容： 死亡・後遺傷害保険金額 5,000 万円

入院保険金日額 15,000 円

通院保険金日額 10,000 円

<保険料>

（一人あたり）

保険期間 1 5 日まで 25,200 円

保険期間 1 ヶ月まで 42,000 円

※ 保険期間中に発症したものが対象であるため、潜伏期間も加味し保険期間を設定致します。

●契約者：公益社団法人 福岡県介護支援専門員協会 会長 柴口 里則

●取扱い代理店：株式会社 教育企画

●引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

<保険金がお支払いとなる主な場合>

- I. 保険期間中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、ケガ等をした場合。
 II. 保険期間中に新型コロナウイルス感染症を発病し、その結果として下表に該当する場合。

	保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
①	死亡保険金	発病の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額(*1)の全額	死亡保険金受取人
②	後遺障害保険金	発病の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合	死亡・後遺障害保険金額(*1) × 保険金支払割合(*2) = 保険金の額	被保険者
③	入院保険金	医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に、発病の日からその日を含めて 180 日以内に入院した場合。 ただし、発病の日からその日を含めて入院・手術保険金対象日数(*4)以内の期間の入院に限ります。	入院保険金日額(*5) × 入院日数(*6) = 保険金の額 ただし、同一の特定感染症について、入院保険金支払限度日数(*7)分の保険金額を限度とします。	被保険者
④	通院保険金	医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に、発病の日からその日を含めて 180 日以内に通院した場合。 ただし、発病の日からその日を含めて通院保険金対象日数(*8)以内の通院に限ります。 また、被保険者が治療を終了した時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。	通院保険金日額(*9) × 通院日数(*10) = 保険金の額 ただし、同一の特定感染症について、通院保険金支払限度日数(*11)分の保険金額を限度とします。	被保険者(*3)

※発病の認定は、医師等の診断によります。